

平成28年第8回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年11月25日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第67号 特別職の職員の給与に関する条例及び旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第68号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 村田定人君 | 2番 金木直文君 |
| 3番 阿部和也君 | 4番 船本秀雄君 |
| 5番 小寺光一君 | 6番 熊谷俊幸君 |
| 7番 平山美知子君 | 8番 磯野直君 |
| 9番 逢坂照雄君 | 10番 寺沢孝毅君 |
| 11番 森淳君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-------|
| 町 長 | 駒井久晃君 |
| 副 町 長 | 江良貢君 |
| 教 育 長 | 山口芳徳君 |
| 監 査 委 員 | 鈴木典生君 |
| 総 務 課 長 | 飯作昌巳君 |
| 総務課総務係長 | 伊藤雅紀君 |
| 総務課職員係長 | 門間憲一君 |
| 地域振興課長 | 酒井峰高君 |
| 財 務 課 長 | 三浦義之君 |

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長
総務係長
書記

井上 顕 君
清水 聡 志 君
土清水 彬 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから平成28年第8回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成28年第8回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、師走間近の何かとお忙しい時期にもかかわらず、ご出席賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしております案件は、給与改定などに係る条例案3件でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 村 田 定 人 君 2番 金 木 直 文 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第66号～議案第68号

○議長（森 淳君） 日程第4、議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第67号 特別職の職員の給与に関する条例及び旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第68号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第66号から議案第68号まで3件を一括して関連がございますので、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成28年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて提案をいたしておりまして、特別職、教育長、議会議員の皆様につきましても一般職に準じて改定することとしてご提案申し上げております。

初めに、提案の理由となりました今回の給与改定の概要につきましてご説明申し上げます。1点目は、月例給の引き上げでございまして、給料表の改定を行い、改定率で平均0.2%の増となるものでございます。なお、この改定は平成28年4月1日まで遡及し、28年度当初から適用するというものでございます。

2点目は、期末、勤勉手当の引き上げでございまして、年間支給割合を0.1カ月分引き上げるものであります。28年度につきましては12月支給分に全て配分するものとし、29年度以降はこの引き上げ分を6月支給分と12月支給分に均等に再配分することとしております。

3点目は、扶養手当の見直しでありまして、配偶者に係る扶養手当の額を他の扶養親族と同額まで引き下げ、その原資を用いて子に係る手当額を引き上げるものでございます。改正規定の適用は、平成29年4月1日からでありまして、激変緩和の観点から経過措置期間を設け、段階的に実施するものであります。

以上が今回の改定の概要であります。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。初めに、議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

平成28年11月25日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、別紙でお配りをさせていただいております議案説明資料をごらんいただきたいと思っております。1 ページ目の1 番、期末、勤勉手当の引き上げですが、勤務実績に応じた給与を推進するため引き上げ分を勤勉手当に配分し、年間支給割合を現行の1. 6 カ月分から1. 7 カ月分に改めるものでございます。再任用職員につきましては、0. 0 5 カ月分を引き上げ、0. 8 カ月分とするものであります。

資料の(1) になりますが、改正案の第1 条では、先ほども説明いたしましたが、引き上げ分全てを1 2 月支給分に配分し、下の表になりますが、一般職員ですと6 月支給分は変更がなく、1 2 月支給分が0. 1 カ月分引き上げられるというものでございます。

次に、資料の(2) であります。改正案の第2 条では、先ほどの(1) で改正した支給割合を再度改正し、全て1 2 月支給分に配分されていた引き上げ分を6 月支給分と1 2 月支給分に均等に振り分けるものでございます。これにより2 9 年度以降につきましては、6 月支給分と1 2 月支給分の支給割合は等しくなるものでございます。

次に、2 ページをごらんください。2 番、月例給の引き上げでございます。若年層は1, 5 0 0 円程度、その他は4 0 0 円程度の引き上げを基本とし、改定率平均で0. 2 %の増となる給料表の改定であります。

なお、改定後の給料表につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

次に、3 番、扶養手当の見直しであります。配偶者に係る手当の額を子以外の親族と同額の6, 5 0 0 円に引き下げ、子に係る手当額を1 万円に引き上げるものであります。適用日を平成2 9 年4 月1 日とし、2 9 年度からの改定となりますが、対象者への影響を少なくする観点から、平成2 9 年度は経過措置期間とし、段階的に実施をするものでございます。

なお、年度ごとの手当額につきましては、下段の表のとおりとなっております。

次に、4 番、附則でございますが、本改正条例の施行日は平成2 8 年1 2 月1 日からありますが、これまでの説明で申し上げましたとおり、それぞれの改正事項により適用日が異なりますことから、それらを規定するものでございます。

以上が改正内容の説明であります。

なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略をさせていただきます。

続きまして、議案第6 7 号 特別職の職員の給与に関する条例及び旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

平成2 8 年1 1 月2 5 日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。一般職の給与改定に準じて特別職及び教育長の期末手当を改正するものであります。

資料の3 ページをごらんください。期末手当を0. 1 カ月分引き上げ、年間支給割合を現行の4. 1 5 カ月分から4. 2 5 カ月分に改定するものでございます。

(1) の改正案第1 条では、特別職の期末手当の支給割合を6 月支給分は2. 0 2 5 カ月分に、1 2 月支給分は2. 2 2 5 カ月分に、それぞれ0. 0 5 カ月分ずつ引き上げる改

正であります。ただし、資料の②番になりますが、平成28年12月の支給割合についてはただいまの改正にかかわらず、一般職と同様引き上げ分の全てである0.1カ月分を12月支給分に配分する旨の附則を加えるものであります。

(2)の改正案第2条は、教育長の期末手当を改正する規定でありまして、教育長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により身分が一般職から特別職に変わることにより適用する給与関係条例も変更し、従前の羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例は廃止となったところでありますが、改正法の経過措置により現に在職する教育長の任期中においては廃止した教育長の給与に関する条例が効力を有し、その適用を受けることとなりますことから、旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、改正内容につきましては、先ほどの特別職の期末手当と全く同じ内容となりますことから、説明は省略をさせていただきます。

次に、資料の2、附則でございますが、本改正条例の施行日は平成28年12月1日からとするものでございます。

以上が改正内容の説明でございます。

続きまして、議案第68号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

平成28年11月25日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、一般職の給与改定に準じまして議会議員の期末手当を改正するものでございます。

資料の4ページをごらんください。期末手当を0.1カ月分引き上げ、年間支給割合を現行の4.15カ月分から4.25カ月分に改定するものでございます。

(1)の表になりますが、支給割合を6月支給分は1.625カ月分に、12月支給分は2.625カ月分に、それぞれ0.05カ月分ずつ引き上げるものでございます。ただし、(2)に記載のとおり、平成28年12月の支給割合についてはただいまの改正にかかわらず、先ほどの一般職並びに特別職と同様引き上げ分の全てである0.1カ月分を12月支給分に配分する旨の附則を加えるものでございます。

次に、2の附則についてですが、施行日は平成28年12月1日からとするものでございます。

以上が改正内容の説明でございます。

改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略をさせていただきます。

以上、議案第66号から議案第68号までの説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 特別職の職員の給与に関する条例及び旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 特別職の職員の給与に関する条例及び旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。
したがって、平成28年第8回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午前10時15分）